

平成25年度 自治大学校 研修概要について

課程	概要	各期の定員(名)	期間	年間回数	実施期間	推薦受付期間	
一般	幹部候補の養成 第1部 [※] (対象：都道府県及び市の課長補佐、係長。特に要望があれば、町村職員も可。)	100	6か月	2回	第120期	25. 4. 9～9. 4	25. 1. 28～2. 8
					第121期	25. 10. 24～26. 3. 18	25. 7. 29～8. 9
	第2部 (対象：市町村（指定都市を除く）の係長以上)	200	3か月	3回	第167期	25. 5. 9～7. 17	25. 2. 25～3. 8
					第168期	25. 10. 22～12. 27	25. 7. 29～8. 9
	第169期	26. 1. 9～3. 19	25. 10. 15～10. 25				
	第1部・第2部特別 通信研修と短期の宿泊研修の組み合わせ。 (対象：都道府県及び市町村の係長以上)	120	(通信)4か月 (宿泊)3週間	1回	第26期	(通信研修)25年5月上旬～9月上旬 (宿泊研修)25. 9. 10～10. 3	25. 2. 25～3. 8
修	管理職の能力向上 第3部 (対象：都道府県及び市町村の課長以上)	140	3週間	1回	第104期	25. 7. 2～7. 25	25. 4. 8～4. 19
専門	【新時代・地域経営コース】 地方自治新時代における地域経営等の能力を養成する。 (対象：都道府県及び市町村の係長以上)	80	3週間	1回	第6期	25. 7. 24～8. 8	25. 4. 22～5. 2
	【新時代・公共政策コース】 地方自治新時代における公共政策等の能力を養成する。 (対象：都道府県及び市町村の係長以上)	80	3週間	1回	第2期	25. 10. 29～11. 14	25. 7. 29～8. 9
	【国際コース】 国際的な視野と対外情報発信能力を養成する。 (対象：都道府県及び市町村の係長以上)	10	6週間	1回	第4期	25. 6. 3～7. 12	25. 2. 25～3. 8
研修	【徴収事務コース】 地方税の徴収事務を担う高度の実務能力を養成する。(対象：都道府県及び市町村の徴収事務担当職員)	100	6週間	1回	第86期	25. 8. 21～10. 3	25. 5. 13～5. 24
	【税務会計特別コース】 簿記会計に関する高度の能力を養成する。修了試験に合格すると、税理士試験において会計学に属する科目が免除される。(対象：都道府県及び市町村の上級税務職員)	70	(通信)3か月 (宿泊)3か月	1回	第35期	(通信研修)25年4月上旬～6月中旬 (宿泊研修)25. 6. 26～10. 1	25. 1. 28～2. 8
研修	効果的な職員研修の企画・運営能力を養成する。(対象：都道府県及び市町村の上級研修担当職員)	40	2週間	1回	第34期	26. 1. 28～2. 7	25. 11. 5～11. 15
監査	監査事務を担う高度の実務能力を養成する。(対象：都道府県及び市町村の監査担当職員)	30	3か月	1回	第14期	25. 11. 19～26. 1. 29	25. 8. 26～9. 6

※ 修士課程連携特別研修：①第1部課程を履修するとともに、②政策研究大学院大学又は一橋大学国際・公共政策大学院の修士課程（1年）に在籍し、本校卒業と修士の学位取得をめざすもの

(注) ・各課程ともに、対象とされている地方公共団体を構成団体に含む一部事務組合等（一部事務組合、広域連合、市長会、町村会、市町村振興協会など）の職員も対象となります。

自治大学校の人材育成について

(平成25年度自治大学校研修概要)

平成25年3月 自治大学校

(注) 下線部は平成25年度新規部分です。

1 共通事項

自治大学校の実施している研修課程は、「一般研修課程」、「専門研修課程」及び「特別研修」があります。このうち、「一般研修課程」は、地域の総合行政主体としての地方公共団体にあつて、総合的な視野に立つて政策を立案し、実行することのできる、当該団体の幹部として、行政の中核を担う職員を育成することを目指しています。「専門研修課程」は、特定の行政分野に関する専門的かつ高度の知識や技能を修得することや、そうした分野の指導者の育成を目指しています。「特別研修」は、他の高等教育機関と連携し、より高度かつ専門的な知識・能力を備えた職員の育成を目指しています。

平成25年度における各研修課程の概要は、以下のとおりです。

2 一般研修課程

一般研修課程については、住民との協働、政策法務、危機管理など、今日の地方公共団体にとって、不可欠で多様な行政手法等に係る課目をはじめとして、まちづくり、地域力の創造、環境問題、保健・医療・福祉、電子自治体等、公共政策、行政経営の各分野について体系的かつ重点的な研修を実施します。また、今日の地方公共団体における政策の推進、行政課題の解決に役立つよう、法制・経済や地方行財政制度等に関する課目を充実します。

さらに、演習を自治大学校の研修の特色と位置づけ、住民との協働、地域経済の再生、少子高齢社会対策といった地方公共団体が直面する政策課題について、講義の受講にとどまらず、研修生が主体的に取り組む政策立案研究、事例演習などに、多くの時間を割り当てるとともに、条例立案演習などにより実務的、実践的な能力を養成します。

それぞれの研修課程の概要は次のとおりです。

(1) 第1部課程

第1部課程は、都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)の課長補佐・係長相当職の職員を対象に、各期の定員100名、研修期間約6か月間で年2回実施します。また、町村職員についても、特に要望がある場合は対象とします。

この課程においては、中堅幹部として必要な政策形成能力や行政管理能力の養成等に重点を置いた研修を実施します。

主な研修課目は以下のとおりです。

法制経済	憲法、行政法、民法、経済学、公共経済学、財政金融政策、今後の日本経済
公共政策総論	公共政策の基礎理論、政策形成の手續と戦略、住民協働政策論、データを活用した政策形成、地域の特性と地域づくり
公共政策各論	地域政策とまちづくりの課題、社会保障改革の動向と課題、産業政策論、地域福祉の課題と展望、地域医療の課題と展望、行政と人権、少子化時代の子ども施策の現状と課題、環境問題への取組、経済学的思考で環境を考える、農業政策論、電子自治体と地方行政の展開、災害危機管理、自治体最前線
地方行財政論	地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度
行政経営総論	自治体行政学、人間関係論、リーダーシップ論、行政経営の理論と実践、公共サービス改革とPPP、地方行政の課題、地方財政のマクロとミクロを見る視点、自治体の資金調達、今後の地方財政改革の展望、比較地方自治論、まちづくり戦略
行政経営各論	情報公開と個人情報保護、政策法務、自治体訟務、地方公会計改革、地方自治監査概論、自治体広報戦略、自治体職員とメディア・リテラシー、NPOと行政、マネジメントと評価、組織・行政の危機管理、行政対象暴力対策、議会との関係
演習	政策立案研究、事例演習〔テキスト型、ディベート型、持寄型〕、条例立案演習、ファシリテーション演習、コーチング演習、企画書作成演習、選択コース〔説明能力向上、マネジメント能力向上、リスク管理能力向上〕、話し方の技法・スピーチ演習、地方自治制度・地方公務員制度の研修要領、模擬講義演習

(2) 第2部課程

第2部課程は、市町村の係長相当職以上の職員を対象に、各期の定員200名、研修期間約3か月間で年3回実施します。

この課程においては、中堅幹部として必要な政策形成能力や行政管理能力の養成等に重点を置いた研修を実施します。

主な研修課目は以下のとおりです。

法制経済	憲法、行政法、民法、経済学
公共政策総論	公共政策の基礎理論、政策形成の手續きと戦略
公共政策各論	地域政策とまちづくりの課題、地域コミュニティと行政、今後の社会保障と自治体の政策、地域経済の活性化と産業政策、地域医療の課題と展望、行政と人権、自治体環境政策の課題と展望、災害危機管理、自治体最前線
地方行財政論	地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度
行政経営総論	自治体行政の諸課題、行政経営の理論と実践、公共サービス改革とPPP、地方財政のマクロとミクロを見る視点、地方税制の原則と改革の課題
行政経営各論	情報公開と個人情報保護、政策法務、自治体訟務、地方自治監査概論、組織、行政の危機管理、自治体職員とクレーム対応、行政対象暴力対策、組織マネジメントの基礎

演習	政策立案研究、政策立案研究等基調講義、事例演習〔テキスト型、持寄型〕、企画書作成演習、条例立案演習、ファシリテーション演習、コーチング演習、話し方の技法・スピーチ演習、地方自治制度・地方公務員制度の研修要領、模擬講義演習
----	--

(3) 第1部・第2部特別課程

第1部・第2部特別課程は、長期間の宿泊研修に参加しにくい職員がいると考えられることから、都道府県及び市町村の係長相当職以上の職員を対象に、定員120名で、年1回実施します。この課程は、eラーニングを含む約3か月間の「通信研修」と約3週間の「宿泊研修」を組み合わせた研修として実施します。

主な研修課目は以下のとおりです。

○通信研修

〈必修課目〉	地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度 〔レポート提出及びeラーニング研修〕
〈任意課目〉	憲法、行政法、民法、経済学、自治体経営の基礎知識、地域経営の基礎知識 〔eラーニング研修〕

○宿泊研修

公共政策総論	公共政策の基礎理論、行政経営の理論と実践
公共政策各論	地域政策とまちづくりの課題、地域経済の活性化と産業政策、地域福祉をめぐる課題と展望、行政と人権、自治体環境政策の課題と展望、災害危機管理、教育改革の課題と展望
地方行財政論	自治体行政の諸課題、行政法をめぐる最近の課題と判例の動向、地方税財政の課題、地方自治制度、地方公務員制度
行政経営論	管理者論、人間関係論、組織、行政の危機管理、ワークライフバランス
演習	事例演習〔テキスト型、持寄型〕、ファシリテーション演習

(4) 第3部課程

第3部課程については、都道府県及び市町村課長相当職以上を対象として実施し、平成25年度は、これまで「都道府県及び指定都市等コース」と「市町村コース」に分けて実施していたのを改め、統合して定員140名で、年1回実施します。

この課程においては、管理者として必要な政策形成能力や行政管理能力の養成等に重点を置いた研修を実施します。

主な研修課目は以下のとおりです。

公共政策総論	公共政策の視点、行政経営の理論と実践、比較地方自治
--------	---------------------------

公共政策各論	地域特性とまちづくり戦略、地域産業の再生と雇用の確保、地域福祉をめぐる課題と展望、地域医療の課題と展望、行政と人権、自治体環境政策の課題と展望、ITCを活用した行政の新展開、災害危機管理、 <u>中心市街地活性化の戦略、自治体最前線</u>
地方行財政論	行政法をめぐる最近の課題と判例の動向、地方行政の課題、地方税財政の課題、最近の経済情勢、 <u>都道府県と市町村の連携</u>
行政経営論	自治体経営管理論、自治体組織管理論、自治体のガバナンス、実践自治体の危機管理、人事戦略とコンピテンシー、コミュニケーションの理論と実践、 <u>組織マネジメントの基礎、行政対象暴力対策</u>
演習	事例演習 [持寄型]、危機管理・広報対応演習

3 専門研修課程

専門研修課程については、特定の行政分野に必要とされる高度な知識、実務処理能力の充実を図るため、最新の状況を踏まえた講義や実践的な演習等を重点的に実施します。

それぞれの研修課程の概要は次のとおりです。

(1) 政策専門課程

① 新時代・地域経営コース

新時代・地域経営コースは、都道府県及び市町村の係長相当職以上の職員を対象とし、研修定員80名、研修期間約3週間で年1回実施します。

この課程においては、人口減少、少子高齢化、都市・地方の格差拡大、地域コミュニティの脆弱化など地域を取り巻く厳しい状況に対応し、住民・企業・NPOなどと協働しつつ、地域の活性化、地域づくり向け、様々な課題に即応できる職員を養成することに重点を置いた研修を実施します。

主な研修課目は以下のとおりです。

総論	今後の地方自治の課題と展望、今後の地方税財政改革の展望
行政経営総論	行政経営の理論と実践、住民自治とコミュニティ、PPPと住民協働、 <u>マーケティング戦略、地域の資源とまちづくり戦略</u>
当面する諸課題	<u>産業振興とまちづくり、医療・介護の連携、過疎・中山間地域の課題と展望、高齢化時代の地域交通、多文化共生の地域社会、地域資源を生かした観光まちづくり、再生可能エネルギーによる地域活性化、自治体の広報広聴戦略、自治体のIT戦略、自治体最前線</u>
演習	地域づくり人 育成演習、事例演習 [テキスト型]

② 新時代・公共政策コース

新時代・公共政策コースは、都道府県及び市町村の係長相当職以上の職員を対象とし、研修定員80名、研修期間約3週間で年1回実施します。

この課程においては、地方分権改革が進展する中、社会保障、環境、産業振興、防災

・危機管理など公共政策の各分野における諸課題に迅速に対応し、的確な政策が展開できる能力を有する職員を養成することに重点を置いた研修を実施します。

主な研修課目は以下のとおりです。

総論	今後の地方自治の課題と展望、今後の地方税財政改革の展望
公共政策総論	公共政策の基礎理論、政策形成の手続きと戦略
公共政策各論	社会保障改革の動向と課題、地域産業政策とまちづくり、地域医療の課題と対策、少子高齢化と地域福祉政策、地域における環境政策、経営の高度化と農業政策、地域資源を生かした観光政策、今後の防災・危機管理政策、電子自治体と地方行政の展開
行政経営論	地方財政のマクロとミクロを見る視点、新時代の人事管理、政策法務
演習	条例立案演習、先進地ケーススタディ演習

③ 国際コース

国際コースは、都道府県及び市町村の係長相当職以上の職員を対象とし、研修定員10名、研修期間約6週間で年1回実施します。

この課程においては、地方公共団体において必要とされる国際的戦略を有する職員を養成することに重点を置いた研修を実施します。

主な研修課目は以下のとおりです。

基礎課目	日本の政治と行政
組織・制度論	自治体のシステム、中央・地方関係（分権等）、選挙制度、首長・議会関係、NPOと行政の協働、地方公務員制度、公務員倫理と行政システム、地方税財政制度、行政改革の経緯と手法、プログラム評価の理論と実践、日本の政策・事業評価、公務員研修の概要、自治体財政の破綻とその対応
国際化施策総論	日本の外交の課題、各国・地域事情（中国、韓国、東南アジア）
国際化施策各論	日本の農業政策、日本の地域振興施策、地域活性化策の実践、日本の地域環境政策、日本の電子自治体ITC政策、日本の地域防災政策、環境施策の海外情報発信、定住外国人施策の実践例、地域社会における国際交流の課題、自治体の国際交流施策の取組、海外への企業進出の実務、国際観光施策、シティセールスの実践、中小企業の海外展開の支援、イベントと国際交流、国際航空と地方空港
演習	事例演習〔持寄型〕、情報交換・討議、事例発表

（2）税務専門課程

① 徴収事務コース

徴収事務コースは、主として都道府県及び市町村の地方税の徴収事務職員を対象に、研修定員100名で、研修期間約1か月半で年1回実施します。

この課程においては、地方税の賦課徴収の重要性にかんがみ、地方税法、国税徴収法、財産調査、徴収事務のマネジメント、税制の課題、関係法規等の課目について、ロールプレイングなどの演習形式を含めた実践的な内容で研修を実施します。

主な研修科目は次のとおりです。

地方税法総則	通則等、連帯納税義務、納税義務の承継、第二次納税義務、地方税と他の債権との調整、納税の猶予・担保の徴取、滞納処分の執行停止
国税徴収法(滞納処分手続)	通則、動産・有価証券の差押え、債権の保全・回収、不動産の差押え、その他の財産の差押え、交付要求・参加差押え、財産の換価・配当
財産調査等	納付能力調査(財務諸表の見方)、財産調査要領
ロールプレイング	納税交渉、財産調査・動産等の搜索
関係法規等	破産法・会社更生法、民事執行法、滞調法、国税犯則取締法
税制の課題等	徴収事務のマネジメント、今後の地方税制の展望、徴収事務と個人情報保護、地方税制の当面の課題、先進事例の紹介

② 税務会計特別コース

税務会計特別コースは、都道府県及び市町村の上級税務職員を対象に、研修定員70名で年1回、約3か月間の「簿記会計学通信研修」と約3か月間の「税務会計研修(宿泊研修)」を組み合わせた研修として実施します。

この課程においては、簿記及び会計学に係る科目から税法、経営分析に至るまで幅広い内容で研修を実施します。

なお、簿記検定2級以上という受講要件について、「簿記2級相当のレベルに達する見込みの者も含む」とします。

また、このコースは、国税審議会の税理士試験の会計学に関する科目の免除に係る指定研修(税理士法第8条第1項第10号)として位置づけられており、当該コースの修了者のなかで税理士資格の取得者も着実に増えてきています。

主な研修科目は以下のとおりです。

○簿記会計学通信研修

簿記論(理論・計算)、財務諸表論(理論・計算)	[4回]
-------------------------	------

○税務会計研修

税法科目	所得税法、法人税法、徴収関係法
税法関連科目	今後の地方税制の展望、都道府県税の当面の課題、市町村税当面の課題、会社法、税務会計、税務争訟
会計学 簿記論	会計学総論、貸借対照表論、連結財務諸表論、損益計算書論、商業簿記、工業簿記・原価計算
経営分析	経営分析
演習	地方税演習、徴収方法演習、簿記・会計学演習(商業簿記演習、工業簿記演習、財務諸表論演習)

(2) 研修専門課程

研修専門課程は、都道府県及び市町村の研修担当職員を対象とし、研修定員40名、研修期間約2週間で年1回実施します。

この課程においては、研修に関する基本的な方針の企画・立案及び研修の運営に当たる研修担当職員として必要な知識及び技能の修得に重点を置いて研修を実施します。

主な研修課目は次のとおりです。

講義課目	自治研修論、人材育成と研修制度、自治体研修の進め方、人事評価、政策法務と人材育成、研修技法の修得と実践、職場研修と職場外研修、コミュニケーション能力の向上を目指して、自治体の先進事例紹介、国の先進事例紹介、民間の先進事例紹介
演習	研修評価・効果測定、スピーチ演習、ファシリテーション演習、研修運営演習、情報交換・討議

(3) 監査専門課程

監査専門課程は、都道府県及び市町村の課長補佐、係長相当職の監査担当職員（会計事務、予算調製事務の担当職員を含む。）を対象に、研修定員30名、研修期間約3か月間で年1回実施します。

この課程においては、地方公共団体における監査の重要性がますます高まっていることを踏まえ、監査事務を担う高度の実務処理能力を有する人材や監査実務のリーダー等を育成することに重点を置いて研修を実施します。

なお、この課程は、都道府県、指定都市及び中核市の職員については、総務大臣の指定研修（地方自治法施行令第174条の49の21）として位置づけられています。

主な研修課目は次のとおりです。

監査の基礎	行政法（問題解決のリーガルマインド）、民法（物権・契約論）、会社法（ガバナンス制度と監査）、経済学（監査の経済学的アプローチ）、地方分権の推進と監査制度、公務員倫理と使命感、地方税財政と監査、地方公営企業と監査、公営企業の課題（総論等）、公営企業の課題（病院事業等）、地方財務会計（総論、官庁会計、公営企業会計）、会計学（企業会計、公益法人等会計）、簿記
監査の実務	監査制度の課題と展望、外部監査制度の概要と課題、監査論、公営事業論（監査の視点・着眼点）、経営分析論（監査実務への応用）、行政経営の理論と実践、内部統制と監査、財務監査、工事監査、公営企業会計監査、行政監査、財政的援助団体等監査、住民監査請求監査、財務書類活用による財務分析、監査実務の視点・着眼点、自治体財政健全化法における財政指標の算定と監査、住民訴訟、自治体政策評価
演習	住民監査請求監査事例演習、外部監査事例演習、決算審査・経営健全化審査実務演習、事例紹介、話法・交渉術演習、コーチング演習

4 特別研修

特別研修については、これまでの自治大の中央研修機関として果たしてきた役割を踏まえ、更にそれを強化するため、他の大学院等の高等教育機関と連携した

特別研修を実施します。

それぞれの特別研修の概要は次のとおりです。

(1) 修士課程連携特別研修

- ① 修士課程連携特別研修は、政策研究大学院大学修士課程のうち「地域政策プログラム」、「まちづくりプログラム」、「知財プログラム」、「教育政策プログラム」に在籍する地方公務員並びに一橋大学国際・公共政策大学院修士課程のうち、「公共法政プログラム」に在籍する地方公務員を対象に実施します。
- ② この課程においては、政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院と連携し、地方公共団体における地方分権時代に相応しい、実践的で高度な政策形成能力及び行政管理能力を有する職員を育成することに重点を置いた研修を実施します。
- ③ 特別研修生は、年度後期の第1部課程の研修生として、自治大学校長の指定する課目を履修します。

(2) 医療政策短期特別研修

- ① 医療政策短期特別研修は、医療政策の企画立案を担う都道府県及び市町村の課長及びこれに相当する職員を対象とし、研修定員25名、研修期間約1か月間で年1回実施します。
- ② この課程においては、政策研究大学院大学と連携し、今日大きな課題となっている医療政策の企画立案能力を強化することに重点を置いた研修を実施します。主な研修課目は次のとおりです。

総論	人口構造の変容と政策課題、医療政策の変遷・理念・課題に関する概論
各論	医療供給制度と医療計画論、介護保険事業計画等の計画・政策論、レセプトやDPCデータを用いた地域医療の分析・活用方法、在宅医療の展開、医師不足問題、地域医療の課題と対策、公立病院改革とモデル事例、消防と医療の連携推進
演習	具体的な問題事例を通じた事例演習、テーマ別グループ討議、実地見学、研修成果の個別発表

(注) 研修場所は、原則として政策研究大学院大学としますが、一部の講義は、自治大学校にて実施します。

現在の自治大学校は、「一省庁一機関を地方に移転する構想」に基づいて、港区南麻布から現在の立川市内に、平成15年に移転・新築されました。

周囲には、国立国語研究所、国文学研究資料館、広域防災基地、災害医療センター、昭和記念公園が立地するなど、すばらしい環境の中にあります。

施設面では、数多くの教室、OA教室、演習室、並びに自主討議室、集会室を備るとともに、多彩な視聴覚機器の整備など、研修のための施設や設備を充実させるとともに、環境に配慮して、芝生、樹木など緑をふんだんに取り入れています。

完全個室の寮（全室、インターネットに接続可能なパソコンの設置、冷蔵庫の設置、バス

・トイレ付き)の寄宿舍を備えるなど、充実した研修生活を送ることができるよう、できる限りの配慮をしています。

また、周辺には、玉川上水、秋川溪谷、高尾山など、数々の名所旧跡があり、休日には散歩を楽しむことができます。好天の日には、寄宿舍や近くを走るモノレール沿線から富士山を見ることがもできます。

最寄りのJR立川駅周辺は繁華街として大変賑わっていますし、交通の要衝でもあり、都心まで1時間と近く、大変魅力的な地域となっています。

自治大学校の研修には、全国各地から多数の研修生が参加していますので、日常的に、有意義な意見交換が可能ですし、何と云っても、宿泊研修を通じて築かれた研修生同士のネットワークは、その後の仕事でも大いに活かされ、貴重な財産となっています。

自治大学校では、様々な研修課程を用意して、皆様をお待ち申し上げております。是非、積極的な活用をお願い申し上げます。

地方自治体を支える皆さんへ — 自治大学校で学んでみませんか —

自治大学校とは

総務省に設置された地方公務員のための中央研修機関

将来の自治体幹部に必要な最新・最高の知識と技術を身につけるとともに、全国から集まった精鋭と切磋琢磨することが可能

都道府県や市町村では実施できない高度な研修を実施

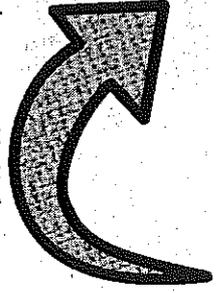
自治大学校の主な研修課程

- ・第1部課程：都道府県及び市の職員対象(6か月)
- ・第2部課程：市町村職員対象(3か月)
- ・第1部・第2部特別課程：全ての自治体職員対象
(通信4か月、宿泊3週間)
- ・第3部課程：都道府県及び市町村課長相当職以上対象
(3週間)
- ・専門課程：新時代・地域経営コース(3週間)
新時代・公共政策コース(3週間)
徴収事務コース(6週間)等

主な研修課目(第1部課程、第2部課程の例)

- ・法制経済・地方行財政(行政法、地方自治制度等)
- ・公共政策(地域の特性と地域づくり、産業政策論、地域医療の課題と対策等)
- ・行政経営(リーダーシップ論、自治体広報戦略等)
- ・政策立案研究(地域の課題などをテーマに政策を提言、第1部課程は現地調査を実施)

自治大学校のさらなる
魅力は裏面につづく...



日本を代表する講師陣 (平成24年度の例)

- ・自治体行政学
大森 彌
 - ・ワーク・ライフ・バランス
佐々木 常夫
 - ・今後の地方税財政改革の展望
神野 直彦
 - ・行政経営の理論と実践
辻 琢也
 - ・復興とまちづくり戦略
森谷 浩介
 - ・自治体最前線
岸川 政之
- 東京大学名誉教授
(株)東レ経営研究所特別顧問
東京大学名誉教授・地方財政審議会会長
一橋大学大学院教授
(株)日本総合研究所調査部主席研究員
三重県多気町まちの宝創造特命監



時代のニーズに即応し、実践的でハイレベルな研修を実施

自治大学校卒業生の活躍

昭和28年の創立以来、卒業生は約5万5千人、うち2万人が全国各地の自治体において現役幹部として活躍

さらに、

副知事 5人、市長 30人、町村長 42人
(平成24年3月末現在)

お問い合わせ先

総務省自治大学校教務部
〒190-8581 東京都立川市緑町10番地の1
電話 042-540-4502
FAX 042-540-4505
E-mail jitidai-kyourumu@sourmu.go.jp

卒業生からのメッセージ

自治大学校への期待
第1部課程 第76期 香川県副知事 天雲俊夫

私が自治大学校でお世話になったのは、今から20年前の平成3年でした。

「地方自治の担い手を養成する」という設置目的のどおり、普段ではなかなか聴講できないような一流、著名な教授陣による講義を受けることができ、また全国の仲間とのネットワークを築くことができるなど、私にとっては人間の幅を広げてくれた有意義な半年間でした。

リーダー不在と言われて久しい昨今、「職員として中堅といわれる40歳前後を鍛えなおし、将来の自治体幹部職員を養成する」という意味で自治大学校の存在は重要であり、特に、地方分権が進展していく中で、今後益々、大きな役割を果たしていくことを期待しております。